

令和5年第5回伊根町農業委員会議事録

令和5年9月29日(金曜日)開催

伊 根 町 農 業 委 員 会

| 令和5年 第5回 伊根町農業委員会 議事録 | | | | | | |
|-----------------------|--------------|---------|-----|-------|-------|-----|
| 招集年月日 | 令和5年9月29日（金） | | | | | |
| 閉会の日時 | 開会 | 午後1時30分 | | | | |
| | 閉会 | 午後2時20分 | | | | |
| 議 長 | 小原 澄晴 会長 | | | | | |
| 招集場所 | 伊根町ほっと館 多目的室 | | | | | |
| 委員定数 | 農業委員 | | | | | 11名 |
| | 農地利用最適化推進委員 | | | | | 3名 |
| 出席委員数 | 農業委員 | | | | | 9名 |
| | 農地利用最適化推進委員 | | | | | 3名 |
| 農業委員の出席・欠席 | 議席 | 氏 名 | 出・欠 | 議席 | 氏 名 | 出・欠 |
| | 1 | 村井 英敏 | 欠 | 7 | 奥野 義則 | 出 |
| | 2 | 上山 徳和 | 出 | 8 | 須川 清広 | 出 |
| | 3 | 須川 和幸 | 出 | 9 | 上野 正 | 欠 |
| | 4 | 山口 忠司 | 出 | 10 | 上野 清 | 出 |
| | 6 | 大上 和夫 | 出 | 11 | 大西 一彰 | 出 |
| 農地利用最適化推進委員の出席・欠席 | 地域 | 氏 名 | 出欠 | 地域 | 氏 名 | 出欠 |
| | 1 | 大谷 功 | 出 | 3 | 櫻尾 夏男 | 出 |
| | 2 | 藤原 正人 | 出 | | | |
| 議 事 録 署名委員 | 小原 澄晴（会長） | | | | | |
| | 須川 和幸 | | | 山口 忠司 | | |
| 会議の説明に出席した者 | 事務局書記 濱野 文子 | | | | | |
| 議事の経過概要及び結果 | 別紙のとおり | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

議 事 の 審 議 結 果

- 第 9 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について
(承認)
- 第 1 0 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について
(承認)
- 第 1 1 号議案 農用地利用集積計画 (令和 5 年第 1 号) に係る意見について
(異議なし)
- 第 1 2 号議案 伊根町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について
(異議なし)

令和5年第5回伊根町農業委員会議事経過概要

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| 小原会長 | 定刻になりましたので、令和5年第3回の農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。 |
| 議長 | <p>本日の農業委員の出席者は11名中、9名の出席であります。また農地利用最適化推進委員の出席は3名中、3名の出席であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数の出席があり、定足数に達していますので、会議規則第7条第1項により本日の総会が成立していることを申し上げ、総会を開始いたします。</p> |
| 議長 | 秋の作業が一息した頃ではないでしょうか。今年は、猛暑日が続き、農作業も猛暑の中で、大変ご苦労様でした。米の出来栄えはいろいろだと思いますが、ひと段落といったところでしょうか。それでは、総会に移らせていただきます。 |
| 議長 | <p>会議規則第19条第2項に基づき、本日の署名委員については、私、議長の他に2名の指名をさせていただきます。</p> <p>3番 須川 和幸委員と4番 山口委員にお願いしたいと思います。</p> |
| 議長 | それでは議事に入りたいと思います。 |
| 議長 | <p>第9号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(内容説明)</p> <p>申請された農地の所在は、伊根町字六万部サコ402番、伊根町六万部サコ403番です</p> <p>譲渡人はAさん、譲受人はBさんです。</p> <p>譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため、希望者に所有者移転を行う。</p> <p>譲受人の事由は、更に農地を取得して生産を拡大したい為。週末は大原にて田んぼを借りて農業をされており、更に農地を取得して生産を拡大したい為。</p> <p>譲受人の経営内容は、借入地3,638m²。</p> <p>(資料により該当農地の位置等を説明)</p> |
| 議長 | ご質問やご意見はありませんか。 |
| 議長 | 第9号議案につきまして、承認いただける方は挙手願います。 |
| 委員 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員挙手ということで、第9号議案全員挙手ということで、承認することとします。 |

| | |
|-------------|---|
| 議 長 | つづきまして、第10号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」です。 事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | (内容説明) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてです。 申請された農地の所在は、伊根町字井室177番1になります。 譲渡人はCさん、譲受人はDさんです。 譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため希望者に所有者移転を行う。 譲受人の事由は、更に農地を取得して生産を拡大したいため為。 譲受人の経営内容は、自作地826㎡、貸付地7,021㎡、借入地26,544㎡です。 世帯員は1人、農業従事は1人となっています。 (資料により該当農地の位置等を説明) |
| 議 長 | ご質問やご意見はありませんか。 |
| 議 長 | ご質問、ご意見が特に無い様ですので、採決に入ります。 第10号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」承認に賛成の方は挙手願います。 |
| 委 員 | (全員挙手) |
| 議 長 | 全員挙手ということで、承認することにいたします。 |
| 議 長 | 続きまして、第11号議案「農用地利用集積計画（令和5年第1号）に係る意見について」事務局説明願います。 第11号議案につきまして、農業委員須川 清広氏が関係者であるため、退出を求めます。 |
| 須川 清広 委員 | (退出) |
| 事務局 | 農用地利用集積計画（令和5年第1号）についてです。この件につきましては、町が農業経営基盤強化法に基づき利用集積計画を定める為に、農業委員会の決定が必要となるため、意見を伺うものになります。本案件につきましては、農地中間管理機構を仲介した3者契約による利用権設定を行う一括方式による利用権集積計画となっています。 (資料により利用権設定を行う農地の一覧を説明) |
| 議 長 | ご質問やご意見はありませんか。 |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ご質問、ご意見が特別ないようですので、採決に入ります。 第11号議案「農用地利用集積計画（令和5年第1号）に係る意見について」 異議なしと回答することに賛成される方は挙手願います。</p> |
| 委 員 | <p>（全員挙手）</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手ということで、異議なしと回答することとします。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、第12号議案、「伊根町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について、事務局から説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第12号議案、「伊根町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想についてです。 令和5年6月に京都府農業経営基盤法強化促進基本方針が改定されたことに伴い、伊根町農業経営基盤強化促進基本構想についても同法の趣旨に基づく変更を行う必要があるためです。 内容につきましては、端おった形で説明させていただきます。</p> <p>7ページをご覧ください。このページにつきましては、営農類型を示しています。見直しにつきましては、普及センターと協議を行いました。最低賃金の改定に伴い、800円から968円になったことと、所得に関しましても効率的かつ安定的な農業経営を育成するとしています。</p> <p>ページ12 第3農業を担う者の確保及び育成に関する事項についてです。農業委員会の活動内容は、1. 担い手への農地の集積・集約化、2. 遊休農地の発生防止・解消、3. 新規参入の促進活動です。第3につきましては、農業委員活動3. 新規参入の促進活動について記されている項目になります。この項目に関しましては、伊根町においても大きな課題といえます。今後伊根町の農地を守っていく為に関係機関と協力をし、情報は積極的に把握し、円滑な継承に向けて必要なサポートが行えるよう農業委員の方々にもご協力いただきたいと思います。</p> <p>ページ15 第5農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項についてです。この項目につきましては、農業委員会に多く関わってくることになります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法における地域計画とは、地域が考える地域農業の在り方を、市が取りまとめ、公表するものです。担い手農家、集落の関係者、中山間活動組織、集落営農組織）など、土地改良区、農業委員など幅広い関係者に関与いただき、地域での合意形成を図っていく必要があります。</p> <p>10年後の地域内の個々の農地を「誰が耕作するのか」の見通しをつけることができます。地域内で進むべき農業の方向を</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>定めることもできます。今後農業をしていく者が耕作しやすい農業に変えていくことができます。また、国の補助や支援を受けやすいというメリットがあります。そのようなことから、今後、農業委員の方々には、協議の場に積極的に参加していただき、多くの方々に地域計画を知っていただく場となるよう参加への声掛けをお願いします。</p> <p>その他内容に関しましては、目を通していただき、伊根町の農地を守っていく活動にご積極的に協力いただきたいと思います。以上です。</p> |
| 議 長 | 何か意見や質問はございませんか。 |
| 議 長 | ないようですので、「第12号議案 伊根町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について、異議なしの方は、挙手をお願いいたします。 |
| 委 員 | (全員 挙手) |
| 議 長 | 全員挙手ということで、異議なしと回答することとします。 |
| 議 長 | 審議案件は以上でございますので、令和5年第5回の農業委員会総会を閉会いたします。 |

令和5年第5回伊根町農業委員会総会議事録については、相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩